

スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業）
推進事業のうち指導力強化等事業

仕様書

第1 目的

研修教育機関の指導者である教員等の指導力強化等のためスマート農業教育拠点を運営し、スマート農業を体系的に学習できるオンライン教材を作成するとともに、スマート農業を直接体験できる研修を全国各地で実施する。

第2 事業内容

本事業においては、次の（1）～（6）に掲げる内容を実施すること。

なお、実施に当たっては、一般社団法人全国農業会議所（以下「国会」という。）担当職員（以下「担当職員」という。）と十分に協議した上で進めること。

（1）運営委員会の設置・開催

本事業を実施するため、以下の①及び②に掲げる者等から構成する運営委員会を設置する。

- ① 最新のスマート農業技術及びデータ分析並びにそれらの農業経営への活用等に精通している学識経験者、企業・団体等に所属する有識者
- ② 農業大学校や農業高校等の教員（実習助手、実習教員を含む）（以下「教員」という。）や学生、就農希望者等に対する効果的な教育方法について知見のある者

運営委員会は、適時開催（概ね3ヵ月に1回程度）し、方針や進捗状況等について確認すること。また、開催に当たっては、オンラインやメール開催とするなど、効率的な実施に努めること。

（2）オンライン教材の作成

運営委員会が示す方針に基づき、以下の①及び②に掲げる取組を実施する。

- ① 農業大学校や農業高校等の農業教育機関における効果的なスマート農業教育のモデルケースとなるカリキュラムの研究・開発を行い、当該カリキュラムに基づく講義において活用可能な、わかりやすく学習効果の高いオンライン教材（5教材以上）を作成する。

また、オンライン教材については、スマート農業技術の活用・普及事例を踏まえ、以下に掲げる項目を含めることとし、教員や学生、スマート農業技術の導入を検討する就農希望者や農業者にとって有益な内容とすること。

- ・土地利用型作物、施設園芸、露地野菜、花き、果樹・茶又は畜産において活用できるスマート農業技術のうち、既に実用化している又は実用化が近い技術について、技術ごとの特徴と課題、機器の取扱方法、経営効果、データの取得・分析・活用方法、生産現場や農業教育機関等における実際の導入の様子。また、スマート農業技術の効果を最大限に発揮する生産方式や農業支援サービスの活用等。
- ・スマート農業に関する知識の習得状況を確認できる理解度テスト等。
- ・農林水産省のホームページにおいて公開している既存のオンライン教材のうち、情報の更新が必要なものについては、必要に応じて情報を更新。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/smart_kyoiku.html

- ② オンライン教材については、動画のほか、動画のポイントをまとめた補助教材を作成するとともに、委託契約期間中は、受託者が運営するウェブサイトで公開すること。

（3）研修の実施

運営委員会が示す方針に基づき、教員・学生、農業者、退職予定自衛官を含む就農希望者、普及指導員や営農指導員等を対象に、以下の①～③に掲げる取組を実施する。

① 体験型研修

全国各地において、スマート農業に関する基礎的な知識や技術、機械の操作方法、現場での活用・普及事例、授業の進め方などを実際に体験しながら学べる研修や出前授業を実施すること。

② オンライン研修

①の体験型研修に参加できない者を対象に、①を内容とするオンライン研修（10回程度）を実施すること。

③ 研修用教材

必要に応じて、①及び②の研修に必要な教材を作成する。また、(2)で作成した教材や以下のホームページで公開している既存の教材を最大限に活用すること。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/smart_kyoiku.html

(参考)

道府県立農業大学校数：41校（令和7年度）

農業高校数：369校（令和7年度）

(4) 相談対応

運営委員会が示す方針に基づき、教員・学生、農業者等からのスマート農業に関する問合せ等を受け付ける相談窓口を設置し、指導・助言等を行う。

(5) 普及活動

運営委員会が示す方針に基づき、以下の①及び②に掲げる取組を実施する。

① ウェブサイト等を活用した発信

委託契約期間中は、チラシ等告知物の配布のほか、受託者が運営するウェブサイトやSNS等を用いて、受講者募集や教材活用に係る周知・広報など、(2)から(4)の取組について幅広く情報発信を行うこと。

② イベントや展示会等におけるブース出展

2026年10月24日(土)～25日(日)に開催される全国の専門高校の学生等が集うイベント「全国産業教育フェア佐賀大会（文部科学省等主催）」のほか、各種イベントや展示会においてスマート農業への関心を喚起する体験型のブース出展を実施すること。

(参考)

全国産業教育フェア佐賀大会（2026.10.24～25）

<https://sanfair-saga2026.jp/>

(6) 留意事項

受託者は、以下の①～⑥に掲げる点について留意する。

① 本事業の効果を測定するため、受講者へのアンケート等を実施すること。

② オンライン教材については、視聴者に説明内容を正確に伝えるため、字幕を入れるなどの措置を講ずる。また、専門用語に解説を加えるなど、わかりやすい表現とすること。

③ 対面による研修の実施に当たっては、都道府県単位にとどまらず、ブロック単位での開催も検討し、交通の利便性やキャパシティ等を踏まえ、多くの者が参加可能な会場の選定に努める。また、感染症の状況を踏まえつつ、適切に対応すること。

④ オンライン教材の作成や研修の実施等に当たっては、複数の製品・サービスを取り扱うこととし、特定の製品・サービスのPRにならないようにすること。また、必要に応じて、IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）等と連携すること。

⑤ (2)～(5)のほか、スマート農業への関心や理解を深める研修方法等を検討すること。

⑥ 本事業により得られた成果物を本会に提供すること。本事業終了後、当該成果物は、本会及び農林水産省のホームページ等において、公開することとする。

(参考)
IPCSA (スマート農業イノベーション推進会議)
<https://ipcsa.naro.go.jp/>

第3 契約期間

委託契約の締結日から令和9年3月19日(金)までとする。

第4 事業成果の報告

受託者は、(1)及び(2)を令和9年3月19日(金)までに担当職員に提出すること。

(1) 報告書(紙媒体) 1部

(2) 電子媒体(報告書の内容に係るバックデータや写真ファイル等を含む) 1部

※ 担当職員と協議の上、電子媒体を電子メール又は大容量ファイル転送サービス等で提出することができる。

第5 その他

(1) 受託者は、企画提案書のとおり事業を実施すること。

(2) 受託者は、本事業を優先して行える担当者を置くなど契約期間を通じて実施できる体制を整備すること。

(3) 本事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は本事業の内容を変更する必要があるときは、担当職員と受託者が協議するものとする。

(4) 本事業の成果に関する著作権等は、本会が承継する。

(5) 受託者は本会に対し、著作者人格権を行使しない。